

司法試験在学中受験の要件について

3 年次に司法試験の在学中受験をするためには、以下の (1) から (3) までの要件を満たしていることにつき、学長の認定を受ける必要があります (司法試験法第 4 条第 2 項第 1 号による)。

(1) 2 年次終了の時点で以下の単位を修得済であること

①法律基本科目 (基礎科目) 30 単位以上

1 年次の法律基本科目のうち必修科目 (既修入学者は 1 年次配当科目 22 単位を一括認定される。(※ 1 を加えると全部で 27 単位)) 及び 2 年次の民法演習 1A (第 1 ターム)、刑事訴訟法 1 (前期) の合計 30 単位を指す。

(注意: 3 年次に仮進級した者で上記科目を修得できていない者は受験資格がない。)

(※ 1)

会社法 1 (1 単位)、会社法 2 (1 単位) 及び会社法 3 (1 単位) の合計 3 単位並びに民事訴訟法 (2 単位) について。

- ・履修免除試験に合格した科目は修得したものとみなすことができる。
- ・法曹コース特別選抜 (開放型) の合格者は、広島大学の GPA 計算式により GPA65 以上の科目は修得したものとみなすことができる。

②法律基本科目 (応用科目) 18 単位以上

2 年次以上配当の法律基本科目 (①で掲げた科目を除く) の中から 18 単位以上。

③司法試験選択科目にかかる展開・先端科目 4 単位以上

倒産処理法 1 及び 2、税法、知的財産法 1 及び 2、労働法 1 及び 2、国際私法・取引法 (同一科目で 4 単位とする必要はなく、司法試験で受験予定の科目と異なることは可。)

(2) 3 年次の司法試験の在学中受験時に法科大学院に在学中であること

(3) 司法試験が行われる日の属する年の 4 月 1 日から 1 年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること